

年度 税目	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2	4	5
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 120時以下 36,000円 120時超 60,000円 営業用 120時以下 15,000円 120時超 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 二輪小型自動車及び軽自動車を市町村の軽自動車税とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 小型四輪車 乗用車 自家用 1%以下 12,000円 1%超 1.5%以下 14,000円 1.5%超 16,000円 営業用 1%以下 6,000円 1%超 1.5%以下 7,000円 1.5%超 8,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ロータリーエンジンを搭載した もの 21,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車 ロータリーエンジンを原動機とするもの 営業用 作動室容積が0.491%で2ロータリーのもの 7,000円 作動室容積が0.655%で2ロータリーのもの 8,000円 自家用 作動室容積が0.491%で2ロータリーのもの 21,000円 作動室容積が0.655%で2ロータリーのもの 24,000円 電動機を原動機とするもの 営業用 6,000円 自家用 18,000円 トラック 電動機を原動機とするもの 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> バス 一般乗用 のもの 14,000円 その他 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1.5%超 27,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 トラック 4t超5t以下 自家用 20,000円 営業用 42,500円 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗用 乗車定員30人超 40人以下 14,000円 一般乗用 以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3%以下 71,000円 3%超6%以下 77,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1.5%超 27,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 トラック 4t超5t以下 自家用 20,000円 営業用 42,500円 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗用 乗車定員30人超 40人以下 14,000円 一般乗用 以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 88,500円 6%超 148,500円 営業用 3%以下 25,000円 3%超6%以下 27,500円 6%超 54,500円 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 29,500円 1%超 1.5%以下 34,500円 1.5%超 39,500円 営業用 1%以下 7,500円 1%超 1.5%以下 8,500円 1.5%超2%以下 9,500円 2%超2.5%以下 13,800円 2.5%超3%以下 15,700円 3%超3.5%以下 17,900円 3.5%超4%以下 20,500円 4%超4.5%以下 23,600円 4.5%超6%以下 27,200円 6%超 40,700円 	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車 自家用 1%以下 29,500円 1%超 1.5%以下 34,500円 1.5%超2%以下 39,500円 2%超2.5%以下 45,000円 2.5%超3%以下 51,000円 3%超3.5%以下 58,000円 3.5%超4%以下 66,500円 4%超4.5%以下 76,500円 4.5%超6%以下 88,000円 6%超 111,000円 営業用 1%以下 7,500円 1%超 1.5%以下 8,500円 1.5%超2%以下 9,500円 2%超2.5%以下 13,800円 2.5%超3%以下 15,700円 3%超3.5%以下 17,900円 3.5%超4%以下 20,500円 4%超4.5%以下 23,600円 4.5%超6%以下 27,200円 6%超 40,700円 	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 2~3年度間 税率1/1 	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 4~5年度間 税率1/2 ハイブリット自動車についての軽減措置 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車 に対する加算 営業用 3,700円 自家用 5,200円 天然ガス自動車 についての軽減措置 ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例 中、Nox法の 特定地域内 で取得した ものに対する特 例の非適用
	自動車税			<ul style="list-style-type: none"> トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 軽自動車 1,500円 			<ul style="list-style-type: none"> トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円 									

制限税率を設けた(標準税率の1.2倍)
・所有権留保付自動車は買主を所有者とみなす)

年度	令和3	令和4
税目	(グリーン化税制)	(グリーン化税制)
自動車税別割	<p>○ 軽課</p> <p>軽課対象自動車 を令和2年4月1日 から令和3年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、 天然ガス・ブラ グインハイブリ ッド自動車、ク リーンディーゼ ル乗用車並び に平成17年排 出ガス規制 75%低減又は 平成30年排出 ガス規制50% 低減かつ令和2 年度燃費基準 30%向上達成 車：税率を概ね 75%軽減 平成17年排出 ガス規制75% 低減又は平成 30年排出ガス 規制50%低減 かつ令和2年度 燃費基準10% 向上達成車：税 率を概ね50% 軽減 <p>○ 重課</p> <ul style="list-style-type: none"> 新車新規登録 を受けてから11 年を経過した ディーゼル車及 び13年を経過し たガソリン車・L PG車：税率を 概ね15%上乗 せ <p>※ 一般乗合用を 除くバス及び 被けん引車を 除くトラック： 概ね10%を上 乗せ</p>	<p>○ 軽課</p> <p>軽課対象自動車 を令和3年4 月1日から令和4 年3月31日の 間に新車新規登 録した場合に、 登録した年度の 翌年度の1年間 のみ自動車税を 軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、 燃料電池自 動車、天然ガス 自動車、ブラ グインハイブリ ッド自動 車：税率を概ね 75%軽減 ガソリン車、 LPG車のうち、 平成17年排出 ガス規制 75%低減又は 平成30年排出 ガス規制50% 低減かつ 令和2年度燃費 基準達成かつ 令和12年度燃 費基準 90%達成の 営業用乗用車： 税率を概ね75% 軽減 クリーンディー ゼル車のう ち、平成21年 排出ガス規制 適合又は平成 30年排出ガ ス規制適合か つ令和2年度 燃費基準達成 かつ令和12 年度燃費基準 90%達成の 営業用乗用車： 税率を概ね75% 軽減 ガソリン車、 LPG車のうち、 平成17年排出 ガス規制 75%低減又は 平成30年排 出ガス規制50% 低減かつ 令和2年度燃費 基準達成かつ 令和12年度燃 費基準 70%達成の 営業用乗用車： 税率を概ね50% 軽減 クリーンディー ゼル車のう ち、平成21年 排出ガス規制 適合又は平成 30年排出ガ ス規制適合か つ令和2年度 燃費基準達成 かつ令和12 年度燃費基準 70%達成の 営業用乗用車： 税率を概ね50% 軽減 <p>○ 重課</p> <ul style="list-style-type: none"> 新車新規登録 を受けてから11 年を経過した ディーゼル車 及び13年を経 過したガソ リン車・LPG 車：税率を概 ね15%上乗せ <p>※ 一般乗合用 を除くバス及 び被けん引車 を除くトラック： 概ね10%を上 乗せ</p>